令和7年度熊本県会計年度任用職員(技術短期大学校関係)募集案内

1 募集職種、採用予定人数、業務内容、勤務場所

職種	採用予定人数	主な業務内容	勤務場所
①講 師 (情報システム技術科)	1人	電子・情報系学科の講義・演習(計算機工学、電気・電子回路、情報通信工学、プログラミング言語など)、実験・実習、卒業研究の指導及び大学校の運営に関わる業務(変更の範囲)変更なし	熊本県立 技術短期大学校 (変更の範囲) 変更なし

2 勤務条件

【職種①】講師(情報システム技術科)

- (1)職の区分:地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任 用 期 間:令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
 - ※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度 の任用を行うことがあります。(更新回数は2回を上限)
- (3) 勤務時間等:午前8時30分から午後5時00分までの範囲内で所属長が定めるパート タイム勤務 ※週29時間以内、月20日以内
- (4) 休 日 等:土、日、祝日
- (5) 休 憩 時 間:午後0時10分から午後1時10分
- (6)休 暇 等:年次有給休暇 あり(6ヶ月間継続勤務した場合)
 - ※ その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり
- (7) 報 酬 等:①報酬日額 6時間勤務日額 11,111円~11,373円
 - ②通勤費用 実費相当額を支給
 - ※1 職業訓練業務に従事した日には、1日につき訓練教育手当日額1,200円が支給されます。
 - ※2 上に記載している報酬日額は、1日に6時間勤務をした場合の金額で、1日に勤務した時間により異なります。
 - ※3 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一 の公務経験の期間等に応じて決定されます。
 - ※4 報酬日額、通勤費用、期末手当、勤勉手当、各種手当に相当する報酬については、 条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
- (8) 社会保険:地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (9) 公務災害等補償:地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (10) 条件付採用:今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を 良好な成績で遂行したときに正式採用となります。 但し、採用後1か月間 の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付 採用期間を延長します。
- (11) 地方公務員: 地方公務員法上の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務 法の適用 上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念 する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限(パートタイム

勤務の者を除く)等)が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

(12) 退職に関する:地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関事項 する条例による。

3 受験資格

職種	資格要件		
①講 師 (情報システム技術 科)	電気工学・電子工学・情報工学分野について、次のいずれかに該当する方 ●高度養成課程(旧研究課程を含む。)又は長期養成課程(旧長期課程を含む。)の指導員養成課程を修了した方 ●博士又は修士の学位を有する方 ●大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校で専任講師以上として、指導経歴を有する方 ●教育訓練に関する指導経歴を3年以上有する方 ●研究所、試験機関に5年以上在職し、研究上の業績を有する方 ●10年以上(学士は5年以上)の実務経験を有する方		

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

【職種①】講師(情報システム技術科)

● 人物試験:プレゼンテーション及び質疑応答による口述試験を行います。

プレゼンテーションの内容は、①自己紹介、②これまでの実績、③就任してからの抱負の3つとしてください。

②、③については、主に専門分野の教育について発表していただくとともに、研究、業務、社会連携、その他についても適宜含めてください。

プレゼンテーションの時間は30分以内とし、質疑応答を含めて50分です。

[注意:受験の際に持参するものについて]

- ・受験票、筆記用具(ボールペン、鉛筆、消しゴム等)を持参してください。
- ・液晶プロジェクター、パソコンは試験会場にて用意します。 なお、受験者個人のパソコンを持参されても構いません。
- ・配付資料があれば、受験者にて用意してください。(この場合の部数は、6部です。)
- ・時計は、計時機能だけのものに限ります。

5 試験日程等

(1) 試 験 日 時:令和7年12月4日(木) 午前9時00分着席会 場:熊本県立技術短期大学校 菊池郡菊陽町大字原水4455-1(電話 096-232-9700)

(2) 合格発表 令和7年12月9日(火)

受験者全員に対して、郵送により文書で通知します。また、合格者の受験番号を県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県のホームページにも掲載します。 http://www.pref.kumamoto.jp/>

6 応募方法

		熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課(県庁行政棟本館7階)					
		〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 電話 096-333-2344					
		○申込書・写真表・受験票に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。					
		○申込書Ⅱから受験票だけを切り取って、郵便はがきの裏に貼ってください。また、郵便					
		はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。					
	申	○「申込書1」と「申込書2(写真票)」、「受験票を貼った郵便はがき」、 「業績書」 を添					
申	込	えて、 上記の申込先に郵送又は持参してください。					
'	先	郵送する場合は、必ず 特定記録郵便 とし、封筒の表に「熊本県会計年度任用職員(技術					
込		短期大学校関係)申込」と 朱書 してください。					
手		※「ハローワークの紹介状」を添付してください。					
続		※職種に係る免許証や資格証書の写しを併せて提出してください。 ※写真(申込前3か月以内に写したもので、本人と確認できるもの。縦4cm、横3cm 程 度)は、 裏面に氏名と生年月日を記入 して所定の箇所に貼ってください。					
がC							
	受	令和7年11月19日 (水) まで					
		受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで					
	付	持参 土曜日及び日曜日、祝日は受付ができませんのでご了承ください。					
	期						
	間	郵送 ハローワークの紹介状の受取り後、速やかに郵送してください。					
受験票 受付期間終了後、郵送しますが、令和7年11月28日(金)までに届		受付期間終了後、郵送しますが、令和7年11月28日(金)までに届かないときは、至					
の交付 急、申込先まで問い合わせてください。		急、申込先まで問い合わせてください。					

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参のうえ、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

提供を求めるこ	提供する内容	提供可能期間	提供場所
とができる人			
受験者本人	総合得点及び 総合順位	合格発表の日 から1か月間	熊本県商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課

8 採用方法等

- (1) 採用方法については、合格者を職種ごとに「熊本県職業能力開発業務関係会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、令和8年1月1日以降、採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- (2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和8年3月31日までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。

【問い合わせ先】

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課 人材育成・活躍支援班 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号(県庁行政棟本館7階) 電話 096-333-2344

【試験会場】

熊本県立技術短期大学校

〒869-1102 菊池郡菊陽町原水4455-1 電話 096-232-9700

